

福島復興再生基本方針（案）に対する意見

1. 毎年度の財源の確保

- (1)健康上の不安の解消など安全・安心に暮らせる生活環境の実現、風評被害の克服、農林水産業や商工業など産業の再生、新産業の創出等、福島全域の復興再生及び避難解除等区域の復興再生のために、福島復興再生基本方針で国が講じることとされた施策・事業について、第1.3「基本姿勢」の(5)「国は、(中略)本方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算を十分に確保し、未曾有の災害への対応が求められている福島の地方公共団体の負担をできる限り軽減する」の記述を確実に履行し、毎年度、必要な予算を十分に確保すること。

2. 国の責任の下での施策の確実な実現

- (1)本文案第3、第4、第6などの健康・子育て、産業再生、医療等にわたる施策の記述が、施策実施の段階で画餅に帰すことのないよう、基本方針において「推進する」、「図る」、「努める」等と表記されたものを含め、基本方針に盛り込まれた事項については、国が最後まで責任をもって、施策・事業として確実に実施すること。

特に、健康上の安全・安心の確保に関する施策を講じるに当たっては、住民の不安解消のため、施策を講ずる目的及び効果について説明を付すとともに、第3.2(1)に記載のとおり、県外への避難者への対応についても万全の措置を講じること。

- (2)基本方針に基づいて政府が講ずる具体的な施策・事業に関して、第9.2(1)の記載のとおり、施策名、担当省庁、施策の内容、事業費、進捗状況等を、福島復興再生関連予算として一覧しやすい形で速やかに取りまとめ、県及び市町村、関係機関・団体等と共有化を図ること。

また、第9.2(2)に記載のとおり、解説集の作成や説明会等により県及び市町村等が本法を十分に活用することができるよう、分かりやすい情報の提供に万全を期すこと。

3. 基本方針に基づき、特に喫緊の財政措置等が必要な事項

- (1)除染については、迅速かつ確実な除染を進めるため、第9.1(5)の

記載のとおり、必要に応じて基金を積み増すなど、必要な財源を十分に確保すること。

また、個人や事業者が自ら行う除染に対する適切な費用負担や合理的かつ簡易な支払いが行われる仕組みの構築について早急に検討を行うこと。

- (2) 下水汚泥等については、放射性物質汚染対処特措法に基づき 8000 Bq/kg 以下の汚泥は県及び市町村等が処理することとされているが、処分場周辺の住民等の理解が得られず依然保管が続いている。第 3. 2 (10) ② (ii) 「国は、(中略) その処理が円滑に進むよう県及び県内市町村と連携して取り組む」との記述を踏まえ、国の責任の下、処分先の住民等の理解が得られるよう対策を講ずるとともに、下水汚泥等の保管等に要する費用の賠償金の支払いが東京電力株式会社において円滑に行われるよう国から働きかけを行うこと。さらに、放射性物質に汚染された下水汚泥等については、早期に処理するよう保管場所周辺の住民の強い要望があることから、賠償金が支払われるまでの間、国は必要な財政措置を講ずること。
- (3) 「福島研究開発・産業創造拠点構想(案)」については、福島県環境創造センター(仮称)や福島県農林水産再生研究センター(仮称)をはじめ、第 6. 2 (2) に盛り込まれた施策を確実に履行するとともに、平成 25 年度政府予算等で必要な財政措置を確実に講ずること。

4. 検討の確実な実施

- (1) 電源立地地域対策交付金の代替となる財政措置など、今後の検討事項とされた事項については、国が責任をもって早急に検討に着手し、速やかに結論を得た上で、必要な措置を迅速に講ずること。
- (2) 万が一被ばくに起因する健康被害が認められた場合には、第 9. 1 (2) に記載のとおり、本人の実質的な負担なく、所要の医療を受けることができることとするための法制上及び財政上の措置について、早急かつ確実な実現を図ること。
- (3) 建設副産物の処理については、住民帰還の前提となるインフラ復旧を加速させるため、汚染廃棄物対策地域内(避難指示解除準備区域等)において、除染に先行して災害復旧工事を行わざるを得ない場合について、現行制度の例外として、公共工事等から発生する建設副産物(土壌を含

む) の処理を国が行うこととする規定を設けるよう、放射性物質汚染対処特措法施行規則の改正を速やかに行うこと。

(施行規則の改正を直ちに行うことが困難ならば、基本方針本文中に、今後制度のあり方を検討する旨の記述を設けること)

(除染未実施の避難指示解除準備区域等において、沿岸部等、喫緊の必要性からやむを得ず災害復旧工事を先行して行わざるを得ない場合が生じている。放射性物質汚染対処特措法施行規則では、工事により発生した建設副産物の処理は事業者の責任とされており、除染前の建設副産物の処理が事業者任せとされている実態が生じてしまっており、災害復旧工事の迅速な執行に支障をきたしている)

5. 「基本方針追補」の積極的な活用等

(1) 平成25年度予算等における所要の予算措置及び特に本意見で提出したものと並びに本文で検討事項とされたものに対する政府の検討結果を踏まえ、「基本方針追補」(第9.3(1))の策定を適時に行うとともに、必要となる基本方針の変更を適切かつ機動的に行うこと。

(2) 県内の各市町村においては、ホールボディカウンター等の検査機器整備に対する財政上の措置の要望があるほか、例えば、新たな工業団地を整備するための財政措置等の必要性、復興・再生事業を実施する被災市町村の意向及び実情に応じた農振法、農地法、都市計画法の規制緩和(二本松市)、今後の災害に備えた対応としての緊急輸送網の整備や行政機能の確保を図る防災拠点の整備促進(郡山市)、避難者受入自治体が急増した住民に対応できる十分なサービスを円滑に提供するための財政支援、避難者受入自治体の住民、特に被災者の生活再建等に対する必要な支援、港湾に関連して荷主企業の負担軽減や客船誘致による賑わいづくりなどのために必要な支援(いわき市)など、各自治体の置かれた社会的・地理的・経済的実情に応じて、様々な課題がある。

それぞれの市町村が直面するこうした様々な課題の把握に努めるとともに、本文第9.1(4)記載のとおり、復興庁は、市町村の意見・要望を真摯に受け止め、これらの要望に関し必要な施策について速やかに検討を行い、適宜、「基本方針追補」などに反映すること。

6. 避難地域の復興

(1) 避難指示区域の見直しに伴う避難者の帰還に向け、第2部の記述を確実に履行し、避難指示区域内のモニタリングや除染の実施、生活道路、上

下水道、ごみ・し尿処理施設などの生活インフラの復旧・維持管理、並びに医療、福祉、商業、教育など必要となる生活関連サービスの確保など、国が最後まで責任を持って対応すること。

- (2) 帰還後の地域の復興・再生に向け、失われた雇用の場を取り戻し、にぎわいや新しい地域の活力を生み出すために、国は全力で責任を持って、風評被害を克服し、農林水産業や商工業をはじめとする産業の再生と雇用創出を図ること。また、円滑な帰還が可能となるよう、帰還時の確実な雇用確保を図ること。
- (3) 避難者支援について、県内外に避難している県民が安全に安心して生活できるよう、第2.5の記載を確実に履行し、生活支援や絆の維持等のための取組の充実を図るとともに、生活再建を図るための制度の拡充、生活バス路線の確保など、生活再建に必要な財政支援を行うこと。
- (4) 特に、安定的な居住環境の確保のため、災害公営住宅について、入居者の負担及び整備する地方公共団体の負担がいずれも生じることのないよう国が特段の措置を講ずること。
- (5) 避難解除等区域復興再生計画中に、関係市町村が要望している内容を包括的に組み入れた全体的な復興像（グランドデザイン）を確実に盛り込むとともに、道路網の着実な整備は地域の復興を支えるインフラとして最重要であることから、本災害の反省を踏まえた避難道の確保の観点を含め、南北軸の強化と東西ネットワークの強化の必要性を踏まえ、常磐道の早期復旧・完成、国道6号の機能回復・強化はもとより、具体的な路線の整備（国道114号、国道288号の他、国道399号、原町川俣線、小野富岡線、原町浪江線、浪江三春線、吉間田滝根線、広野小高線等）を計画に盛り込むとともに、整備に要する所要の財源の確保を図ること。
また、避難解除等区域復興再生計画の策定に当たっては、市町村、県との意見交換を検討の初期段階から緊密に行うこと。

7. 特定避難勧奨地点、自主避難者へのきめ細かな支援

- (1) 特定避難勧奨地点については、例えば、現状分析に留まらず国が責任を持った対策を示すことといった市町村の意見があることも踏まえつつ、第9.1(1)に記載のとおり、行政に関する情報提供や交流の確保等ふるさとの絆の維持や帰還後のコミュニティの再生に責任を持って取り組むなど、きめ細かな支援を行うこと。

- (2) 自主避難者については、例えば、長期的な生活設計を支援するための居住環境の整備を図るべき、体と心のケアを県内のみならずさらに広い地域で十分な措置を講ずるべきといった市町村の意見があることも踏まえつつ、第9. 1 (1) に記載のとおり、心のケアや住宅の確保及び適切な提供など、きめ細かな支援を行うこと。

8. 農林水産業関係

- (1) 農林水産業は自然環境を生産基盤としており、その生産物は人が直接口にするなどの特殊性を有しているため、放射性物質の影響はより根深く深刻である。現在でも、①滞留している汚染された農産物、稲わら等の問題、②木材製品の放射性物質濃度に係る基準の設定及び県産木材の流通拡大、③農林水産物等の放射性物質検査体制の構築、④魚介類の流通・加工・販売の拡大、⑤放射性物質吸収抑制対策等を含めた農業生産工程管理（GAP）の構築等、とりわけ大きな課題を有しており、また、「単なる賠償ではなく被災地の生活再建の裏付けの観点から、農産物の価格保障制度の創設など国として農業に対する風評被害対策の考えを明示すべき」などの市町村の意見もあることから、次回以降の福島復興再生協議会における重要課題の一つとして位置付け、速やかに課題を整理し、対策を検討した上で、協議が整ったものから「基本方針追補」（第9. 3 (1)）に反映すること。

9. 原子力発電所の安全確保について

- (1) 安全性について住民に疑念を持たれることがないよう、中長期ロードマップや施設運営計画に基づく取組が安全かつ着実になされるよう、第2. 1 に記載の取組を確実に履行し、必要な対策を講ずること。また、取組の加速化についても、国として誠実に取り組むこと。
- (2) 規制と推進を分離した新しい原子力安全規制体制の下、本県の原子力発電所の安全管理の徹底を図ること。
- (3) 万が一の再事故リスクに対応するための、今回の災害の反省を踏まえた、事故発生時の避難方策（避難道、交通手段、情報伝達手段、救援の確保等）を早急に確立すること。

10. 県民向けの分かりやすいPR、啓発等

- (1) 基本方針について、県民向けの分かりやすいPRはもちろんのこと、広く国民へのPRが必要であるため、PRのためのビジュアル的かつ平易な資料の作成と積極的な広報を行うこと。
- (2) 放射線の影響については、その特殊性によって国民の正しい理解の増進が特に必要であることから、根拠のない風評や誤った理解による社会・生活面での過剰な反応等が生ずることのないよう、第3.2(7)に記載のとおり、児童生徒等に対する教育をはじめ、啓発活動などの取組に万全を期すこと。

11. 最重要施策に関して本文案の修正を求める意見

○特に次の事項は福島復興再生を図る上できわめて緊急性・重要性が高く、本文案の記述では不十分であるため、明文化を強く求める。

(1) 「ふくしま産業復興企業立地補助金」の財源確保

①企業の生産活動の強化と雇用創出を推進するため、「福島県原子力災害等復興基金」に「ふくしま産業復興企業立地補助金」を拡充するための財政措置を講ずることは不可欠である。また、あたかも基金を国が管理するかの表現は不適切である。

このため、「福島の地域経済への波及と地域振興への貢献が真に期待される企業に対して、広く、効果的な支援を中期的に行うため、基金事業の計画的かつ効率的な執行・運用が図られるよう、基金に所要額を積み増すなど、必要な財政上の措置を講ずる。」に修正すること。

(本文案P77、13～17行目)

(2) 東日本大震災復興交付金等、福島復興再生のための財政措置の拡充

①復興のための長期的かつ安定的な財源の確保のため、東日本大震災復興交付金について、制度運用の弾力化や対象事業の拡大を図るとともに、原子力災害からの回復、復興及び原子力安全対策を目的とする交付金制度、さらには、福島の実情を踏まえた自由度の高い交付金制度の検討など、福島復興再生のための財政措置について明記すること。

(本文案P86、20～26行目)

②①の措置に加え、特に双葉郡等においては、生活・産業・インフラの全面にわたってきわめて深刻なハンディキャップを強いられ、避難地

域等復興再生計画の実施に必要な財源をはじめ、県内の他地域に比して一層の財政上の配慮が不可欠である。よって、第1または第2において、避難解除等区域等の復興再生のため、長期的な財源の確保に関して、さらに特段の措置を講ずる旨を明記すること。

(3) JR常磐線の早期全線復旧

① JR常磐線は地域の復興再生に不可欠であり、国が責任をもって早期全線復旧を確実に促進する旨を明記することが必要である。

このため、「国は、責任を持って地元地方公共団体や東日本旅客鉄道株式会社と連携を図り、適切な指導、技術的支援及び財政的支援を通じ、早期全線復旧を確実に促進する。」に修正すること。

(特に、警戒区域内での復旧が、全線復旧にあたっての大きな課題であり、地震・津波の自然災害と異なり、原子力災害からの復旧は、国策として原子力政策を推進してきた国に全面的な責任があること、高放射線対策は、技術的側面もさることながら、財政面においても一企業に負わせるべきものではないことから、国が断固たる責任を持って、財源措置を含め、早期全線復旧を確実に促進することが必要である。)

(本文案P24、30～32行目)

(4) 避難対象地域等、全県の除染目標（年間1ミリシーベルト以下）

① 帰還困難区域及び居住制限区域についても、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指すこと、除染の計画について点検・評価して対応方策について検討した上で計画の見直しを行い適切な措置を講ずることを追加すること。

(本文案P35、第2.5(1))

(本文案の第2.1(2)では避難解除等区域についての言及が不明確である。第2.5(2)では、避難解除等区域に「準ずる」に過ぎず、帰還困難区域及び居住制限区域の長期的な目標として年間1ミリシーベルト以下を目指すことが明確でない。平成24年6月9日の双葉地方町村及び福島県と国との協議会、及び原子力被災自治体（双葉地方町村以外）及び福島県と国との協議会で、平成26年度以降について、環境省から説明のあった『除染の方針』「3.平成26年度以降の方針」の記述を盛り込むことは当然である。)

② 第3.2(4)①の箇所で、県全域について同様の記述を設けること。

(特定避難勧奨地点など、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上である地域が県内に存在することから、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを県全域について目指す旨の記述が不可欠である。)

(5) 除染関連

- ① 県土の約7割を森林が占め、生活圏が森林と近接する本県の実情を鑑みれば、森林の除染なくして県民生活の安全と安心は確保できない。森林の除染については、まずは検討が必要なこと自体はやむを得ないとしても、喫緊の課題であり、国の責任の下で国が先頭に立って除染を実施していく旨を明記することが不可欠であることから、

「住居等近隣以外の森林の除染の在り方については、国が先頭に立ち最後まで責任を持って課題解決を図るため、蓄積されつつある技術的知見を踏まえ、県及び市町村と連携しながら速やかに検討を行い、できる限り早期に方針を示し、実施する。」に修正すること。

(本文案P21、18～20行目及び本文案P45、32～35行目)

- ② 除染について、「地域の実情に配慮した柔軟な執行を図る」旨の文言を追加すること。

(本文案P45、第3.2(4)①)

(迅速かつ確実な除染を進めるためには、新たな除染技術や現場で発生した課題への対応について速やかな判断が必要であるが、除染関係ガイドラインに記載された基本的な除染手法以外は福島環境再生事務所への個別協議を求められる上、個別協議先である福島環境再生事務所を経由して環境省が判断しているなど、速やかな対応が困難な状況となっているため、地域の実態に即した基金の柔軟な執行を可能とする仕組み作りが必要。)

(6) 「福島研究開発・産業創造拠点構想(仮称)」の推進

- 次の2分野は、本県の復興計画における新産業のきわめて重要な柱であり、福島復興再生特別措置法第58条で『再生可能エネルギー及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備』と規定されている趣旨を踏まえ、以下の修文を求める。

ア 浮体式洋上風力発電の拠点整備

- ・ 風力発電関連産業の集積を加速し、福島をフロンティアとするには、産業クラスターの核となる拠点が不可欠であり、単なる研究開発等の強化では必要な機能の集積が果たせない。現在海外で行われる風車の試験・評価を実施できる拠点を県内に整備し、本県に風車メーカーが進出する強みを飛躍的に高めることが必要である。

このため、「～を先導するような研究開発、試験活動の強化を図る」を、「～を先導するような風車や浮体等の研究開発、ブレード等の試験評価を行う拠点を整備する」に修正すること。

(本文案P76、17行目)

イ 医療機器関連産業分野の拠点整備

- ・本県の医療機器関連産業の集積を加速し、福島をフロンティアとするとともに、日本国内の医療機器関連産業の振興・国際競争力強化を図るためには、医療機器の電気等安全確認や動物試験、手技トレーニング等人材育成を一体的に実施できる公的な施設を整備することは必須である。

このため、「～を行う医療機器の開発・安全対策、事業化支援に資する機能の整備を検討する」では政府の方針として不十分であり、「～を行う医療機器の開発・安全対策、事業化支援に資する拠点を整備する」に修正し、確実に拠点を整備する方針を示すこと。

(本文案 P 76、29～30 行目)

(7) 福島県外での最終処分について

- 放射性物質によって汚染された廃棄物や土壌の処理について、中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外で最終処分を完了することとされていることから、基本方針においてもその旨を明確に示すことが不可欠である。このため、「福島県外において最終処分を実施すべく必要な措置を講ずる。」を、「中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。」に修正すること。(本文案 P 46、9～10 行目)

1 2. 意見に対する回答の提示

- 上記 1 から 11 までの意見に対しては、各項目ごとに、国としての回答または見解（特に修正意見を十分に反映できない場合の理由を含む。）を、閣議決定に先立って県に書面にて示していただきたい。

1 3. その他文言の適正化等

- 本文案の文言について、県民目線に立って表現の適正化を図るべき点などについては、別紙 1 のとおりであるので、本文に反映すること。

【別紙 1】

- 1 「国が行う」や「国が処理する」などの限定する文言の削除
 - (1) 除染については、内外の叡智の結集が求められているところであり、「国が行う除染に活用するために必要な範囲内及び期間内」と目的を矮小化する表現は不適切である。
このため、「独立行政法人日本原子力研究開発機構において、国が行う除染に活用するために必要な範囲内及び期間内で、放射性物質による環境の汚染を除去し、環境を回復させるための調査及び研究開発を行うとともに、その普及を図る。」から「国が行う」を削除すること。
(本文案 P 48、17 行目)
 - (2) 廃棄物の処理は、国のみならず県及び市町村等においても実施しているところであり、適正な処理の促進が必要な廃棄物を国が処理するものに限定する表現は不適切である。
このため、「国が処理する災害廃棄物や放射性物質に汚染された廃棄物の適正な処理を促進するため、国が全面に立ってリスクコミュニケーションを進めるとともに、必要な普及啓発活動を実施する。」から「国が処理する」を削除すること。(本文案 P 54、21～23 行目)
- 2 県民の不安解消のため、国が各種モニタリングを継続して実施し、分かりやすく公表することが大前提であるが、県及び市町村も各種モニタリングを実施しており、それに対する国の技術的・財政的支援が不可欠である。
このため、「県や市町村が実施する各種モニタリングについて、継続的に必要な支援を行う」旨の記載を追加すること。
(本文案 P 54、28 行目に追加)